

熊本市物産館条例の一部改正について

熊本市物産館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市物産館条例の一部を改正する条例

熊本市物産館条例（平成25年条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 熊本市植木地域農産物の駅 | 熊本市北区植木町岩野160番地1 |
|--------------|------------------|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

（施行前の指定に関する特例等）

- 2 熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者の指定に関する手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（施行前の使用許可等に関する特例）

- 3 前項の指定に係る議会の議決を受けた者（以下「熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者」という。）は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の熊本市物産館条例（以下「新条例」という。）第4条、第5条、第6条第1項及び第7条第2項の規定の例により、熊本市植木地域農産物の駅の直売所の使用許可、出荷調整その他の行為を行うことができる。
- 4 前項の規定による使用許可を受けた者は、新条例第7条第1項又は第8条第1項

の規定の例により、出荷計画書を熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者に提出しなければならない。

- 5 前2項の場合において、熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者がした使用許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた出荷計画書の提出若しくは出荷者団体の届出は、この条例の施行後は、それぞれ新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(提出理由)

植木地域農産物の駅の新設をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。